

香南市障害者基本計画



平成19年3月

高知県香南市

はじめに

香南市は、平成18年3月、赤岡町、香我美町、野市町、夜須町、吉川村が合併し誕生しました。合併前のそれぞれの町村でも、障がいのある人に対する取り組みは実践されていましたが、合併を機に、新市としての目標や取り組みを明確にする必要がありました。

こうしたなか、平成18年4月には障害者自立支援法が施行されるなど、障害者福祉制度が大きな変化を迎える状況もあり、この度、平成19年度から28年度までの長期計画として、「香南市障害者基本計画」を策定しました。

また、この計画とあわせ、平成23年度における障害福祉サービスの数値目標などを定めた「香南市第1期障害福祉計画」(別冊)も策定いたしました。

この基本計画では、「障害」の有無をとわず市民一人ひとりが互いを認めあい、それぞれが充実した生活を送ることができるよう、互いを支えあっていく共生のまちづくり『ひとにやさしく、充実した暮らしを共に支えあうまち・こうなん』を進めていきます。

この目標を達成し、実現していくためには、行政だけではなく、市民の皆様一人ひとりの積極的な参加のうえ、関係機関や団体、企業などが互いに連携して取り組んでいくことが大切だと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました皆様、そして貴重なご意見やご提言をいただきました「計画策定委員会」ならびに「作業部会」の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成19年3月

香南市長 仙頭 義寛

目 次

総 論

第1章 障害者基本計画とは（計画策定の前提）	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけと期間	3
(1) 計画の法定根拠と性格	3
(2) 障害福祉計画等他の計画との関連	3
(3) 計画の期間	4
3 計画の対象者と用語の使い方	4
第2章 障がいのある人をめぐる施策の動向	5
1 これまでの主な障害者施策の動向	5
2 障害者自立支援法による制度改革	6
第3章 障がいのある人の生活実態と支援ニーズ	8
1 日常生活上の問題	8
2 地域づきあいと周囲の理解の深まりの状況	10
(1) 近隣づきあいの状況	10
(2) 「障害」や「障がいのある人」に対する周囲の理解の深まり	10
3 暮らしやすさと今後の施策ニーズ	11
(1) 障がいのある人にとっての暮らしやすさの評価	11
(2) 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ	12
(3) 今後の暮らし方の希望	12
4 障がいのある人の就労状況と就労支援ニーズ	13
(1) 就労の状況と問題点	13
(2) 就労支援ニーズ	15
5 家族介護の状況	16
第4章 計画の基本方針	18
第5章 計画の目標と施策展開の方針・体系	20
1 基本目標	20
2 施策展開の基本方針	20
(1) ふれあいと交流を通じ「ともに認めあう」（意識啓発・ボランティア活動）	20
(2) 地域での自立した生活を「支える」（保健・医療・福祉、生活支援）	21
(3) 充実した生き方を「導く」（教育・育成、生きがいづくり、雇用・就業）	21
(4) 生活の安全を「形にする」（生活環境、防犯・防災）	21
(5) 心の支えとして「頼られる」（相談・情報提供、総合的支援）	22
3 施策の体系	23

基本計画編

第1章 ふれあいと交流を通じ「ともに認め合う」	26
1 啓発活動の推進	26
2 ふれあい・交流の機会の充実と地域福祉の推進.....	28
第2章 地域での自立した生活を「支える」	31
1 保健・医療の充実.....	31
2 障害福祉サービスの充実	32
3 生活支援制度の利用促進	35
第3章 充実した生き方を「導く」	37
1 障害児保育・教育の充実	37
2 生涯学習等自己実現や社会参加の機会の充実.....	39
3 就労支援と雇用機会の拡充.....	40
第4章 生活の安全を「形にする」	42
1 安心・安全の生活環境づくり.....	42
2 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の推進.....	43
第5章 心の支えとして「頼られる」	45
1 安心を支える相談体制の充実.....	45
2 生活を支える情報提供の充実.....	46
3 総合的な支援ネットワークの構築	47
第6章 計画の推進体制	48
1 市民との協働による地域福祉の推進.....	48
2 関係機関・団体との連携	48
3 「施策総合化」の推進と計画の適切な進行管理.....	48
香南市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員名簿.....	50
策定委員会の記録.....	50

総

論

第1章

障害者基本計画とは（計画策定の前提）

1 計画策定の背景

○ 障がいのある人の多様化や家族介護者を含めた高齢化への対応

障害者施策は、乳幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とし、しかもそれぞれの「障害」の内容や置かれた状況も多様であるため、障害者施策に対する支援ニーズも多様となっています。

同時に、障がいのある人をめぐる状況を総合的にとらえると、当事者の高齢化や「障害」の重度化・重複化の傾向が進むとともに、その家族介護者の高齢化が顕著となっており、“親亡き後”の生活への不安も依然として強く現れています。

○ 障がいのある人の意識変化への対応

今日、障がいのある人やその家族の意識は確実に変わってきており、“より自分らしく生きたい”、“前向きに積極的な生き方をしたい”といった意識が高まってきており、障害者施策に対しても生活の質的向上（QOLの向上）に強い関心が寄せられています。

○ 障がいのある人をめぐる法制度改革への対応

障がいのある人にかかる法制度の動向をみると、社会福祉基礎構造改革の一環として平成15年に「支援費制度」が施行され、それまでの「措置制度」から個人の選択に基づく契約により必要なサービスが提供されるという画期的な制度へと改革されました。

また、高齢で障がいのある人に対しては、平成12年度から導入された「介護保険制度」によるサービス提供が行われるようになりました。

さらに、平成15年度に導入された支援費制度が利用者の急増を背景に制度上の諸問題が顕在化し、持続可能な制度運営が危惧されてきたことを受け、平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立し、抜本的な制度改革が行われ、新たなサービス提供の基盤整備を計画的に進めるため、「障害福祉計画」の策定が義務化されました。

○ 新市としての障害者施策の新たな指針づくり

このような障害者施策の根幹にかかわる大きな制度改革の節目を迎え、障がいのある人の多様な支援ニーズに積極的に対応するため、合併前の旧町村における取組み実績をふまえるとともに、障害者自立支援法にもとづく「障害福祉計画」との整合を図りながら、新市としての今後の障害者施策の総合指針となる「障害者基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法定根拠と性格

この計画は、障がいのある人の生活全般にわたる支援のための障害者施策に係る総合的な計画であり、障害者基本法に規定されている市町村障害者計画にあたる法定計画です。

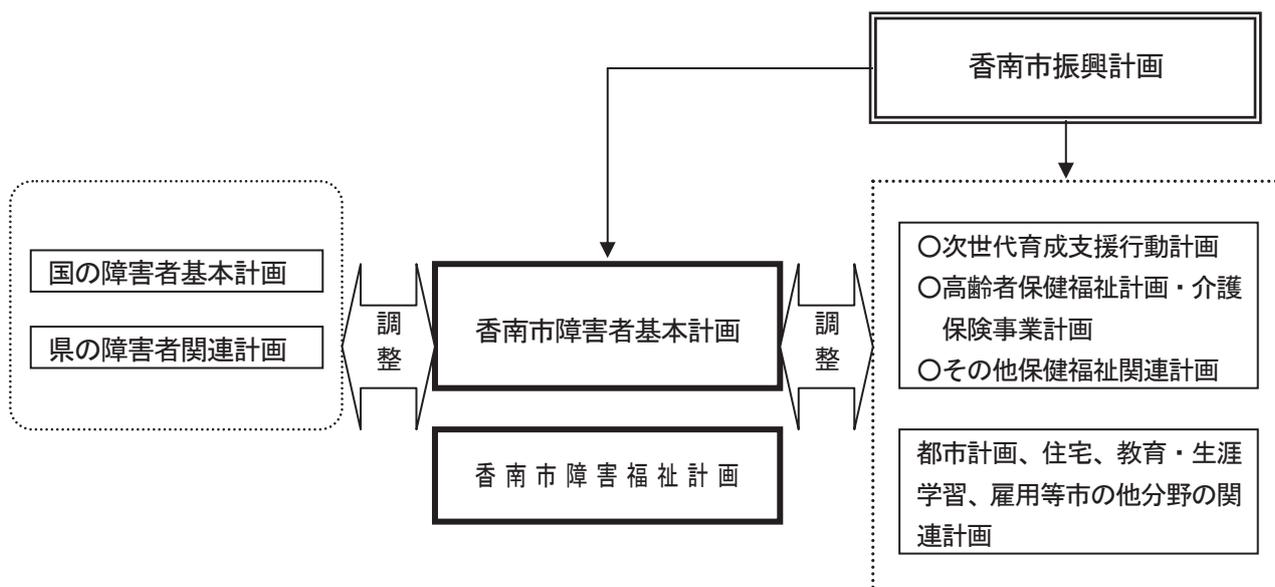
このため、国の「障害者基本計画」（計画期間：平成15年度～平成24年度）や「重点施策実施5か年計画」（計画期間：平成15年度～平成19年度）とともに、高知県障害者計画（計画期間：平成15年度～平成24年度）をふまえたものとしています。

(2) 障害福祉計画等他の計画との関連

この計画は、本市の「振興計画」に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向け、障害者施策の観点からその具体化を図る「個別計画」と位置づけられます。

このため、振興計画との整合性をはじめ、他の関連計画との施策内容との調整を図ったものとしています。

図表 1 障害者基本計画と障害福祉計画等他の計画との関連



(3) 計画の期間

障害者基本計画は、障害福祉計画を包含する長期的な計画として位置づけられることから、この計画期間を平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10か年とします。

ただし、今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 2 障害者基本計画の計画期間

区 分	18年度 (2006)	19年度 (2007)	20年度 (2008)	・・・	23年度 (2011)	・・・	28年度 (2016)
障害者基本計画							
(参考) 障害福祉計画	10月						
			見直し			見直し	

3 計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づく計画であり、それぞれ法の趣旨に沿って計画の対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

同時に、「障害」の有無をとわず、すべての市民に向けてこの計画の実現に向けた積極的な取組みを期待するものです。

また、この計画では、特に法律上の名称や慣用的な表現及び図表中などを除き、「障害者」を「障がいのある人」という表現で統一します。

第2章

障がいのある人をめぐる施策の動向

1 これまでの主な障害者施策の動向

近年の社会保障制度をめぐる改革は目まぐるしいものがあります。特に、平成15年度に導入された「支援費制度」は、それまでの「措置制度」とは大きく異なり、障がいのある人が主体的にサービスを選択、事業者と契約しサービスを受けるといふ、障害福祉施策の根幹を大きく変える画期的な変革でした。

しかし、数年後には、制度運営上の財政的な脆弱さやその他の問題が顕在化したことを受け、平成17年10月には「障害者自立支援法」が成立し、平成18年10月から本格的な施行（一部4月から施行）となっています。

図表 3 障害者施策に係る主な動向

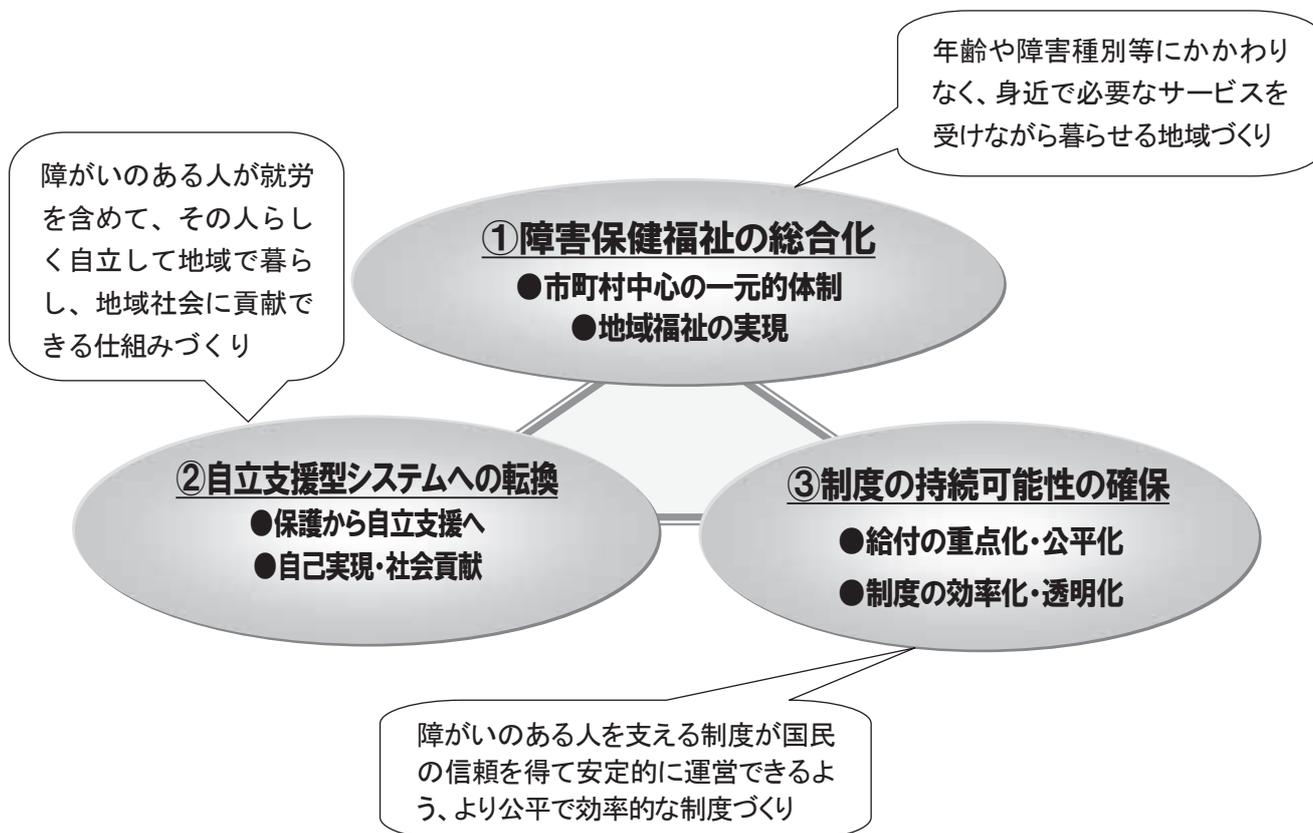
年	主たる法制度改革の内容
平成 12 年 (2000 年)	4 月 厚生省「介護保険法」施行 5 月 建設省「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の成立（11 月 15 日施行） 6 月 厚生省「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の公布
平成 14 年 (2002 年)	4 月 厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」成立（5 月 7 日 1 次分施行，10 月 1 日 2 次分施行，平成 16 年 4 月 1 日 3 次分施行） 7 月 国土交通省「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）の一部を改正する法律」成立（平成15年 4 月施行） 12 月 「障害者基本計画」策定（閣議決定）
平成 15 年 (2003 年)	4 月 厚生労働省 「措置制度」から「支援費制度」へ移行
平成 16 年 (2004 年)	1 月 文部科学省「小・中学校における LD、ADHD、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を策定 3 月 文部科学省「学校施設バリアフリー化推進指針」策定

	6月 内閣府「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 12月 文部科学省「発達障害者支援法」の成立（17年4月1日施行）
平成17年 (2005年)	6月 厚生労働省「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立（18年4月1日施行、17年10月1日一部施行） 7月 国土交通省「ユニバーサルデザイン政策大綱」公表 10月 厚生労働省「障害者自立支援法」の成立（18年4月1日施行）
平成18年 (2006年)	3月 内閣府「災害時要援護者の避難対策に関する研究会」検討報告 6月 文部科学省「学校教育法等の一部を改正する法律」の成立（19年4月1日施行） 6月 国土交通省「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」成立

2 障害者自立支援法による制度改革

平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」は、①「障害保健福祉の総合化」②「自立支援型システムへの転換」③「制度の持続可能性の確保」を基本理念として、それぞれ以下のような目標を掲げています。

図表 4 障害者自立支援法による制度改革のねらい



障害者自立支援法に基づくサービスの対象者は、身体障がいまたは知的障がい、精神障がいのある人及び障がいのある子どもです。

サービス内容は、障がいのある人に個別に給付が行われる「自立支援給付」と、市町村ごとに地域特性や利用者の状況に応じて実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

自立支援給付は、「介護給付」、「訓練等給付」、「自立支援医療」、「補装具費の支給」で構成されます。

第3章 障がいのある人の生活実態と支援ニーズ

1 日常生活上の問題

計画策定にあたり平成18年6月に実施した「香南市障害者計画策定のためのアンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）の結果から、障がいのある人の生活実態をみていきます。

まず、障がいのある人が日常生活で抱える問題や不安に思っていることに関し、「特に困っていることや不安に思うことはない」と答えた人は回答者総数（1,059人）のうちの2割未満にとどまることから、全体の8割以上が何らかの問題等をかかえていることとなります。

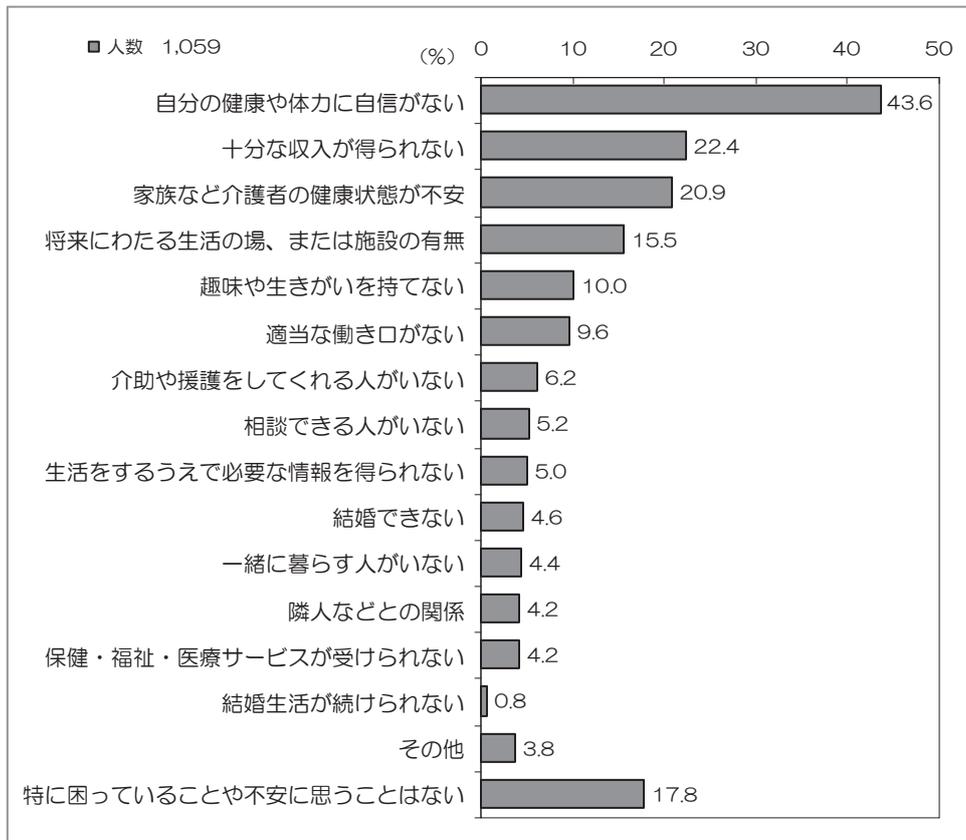
生活上の問題や不安として最も多くの方が挙げているのが「自分の健康や体力に自信がない」であり、4割以上（43.6%）が健康面での不安を抱えている結果です。次いで、「十分な収入が得られない」（22.4%）、「家族など介護者の健康状態が不安」（20.9%）、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」（15.5%）などが続きます。

身体障がいのある人では、4割強（45.7%）が「自分の健康や体力に自信がない」を挙げ、健康面での強い不安がうかがわれます。

一方、知的障がいのある人では、「将来にわたる生活の場、または施設の有無」が4割（42.0%）を超えており、総じて年齢が若い層が中心であることから、親亡き後の問題も含め“将来にわたっての住まいの場”の確保に対する不安が最も強く現れています。これに次いで、「適当な働き口がない」（25.0%）や「十分な収入が得られない」（21.4%）と、就労の問題が上位に挙げられています。

精神障がいのある人の場合においても、「十分な収入が得られない」（50.0%）や「適当な働き口がない」（31.0%）と収入面での不安や就労機会の不足が顕著に現れる結果となっています。

図表 5 日常生活での問題や不安



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

(単位: %)

カテゴリ名	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
自分の健康や体力に自信がない	43.6	45.7	22.7	38.1
十分な収入が得られない	22.4	21.4	21.6	50.0
家族など介護者の健康状態が不安	20.9	20.5	26.1	23.8
将来にわたる生活の場、または施設の有無	15.5	13.6	42.0	23.8
趣味や生きがいを持ってない	10.0	9.9	8.0	14.3
適当な働き口がない	9.6	7.5	25.0	31.0
介助や援護をしてくれる人がいない	6.2	6.1	5.7	4.8
相談できる人がいない	5.2	4.2	10.2	14.3
生活をするうえで必要な情報を得られない	5.0	4.5	5.7	14.3
結婚できない	4.6	2.4	19.3	28.6
一緒に暮らす人がいない	4.4	4.3	2.3	11.9
隣人などとの関係	4.2	3.8	8.0	11.9
保健・福祉・医療サービスが受けられない	4.2	4.0	8.0	4.8
結婚生活が続けられない	0.8	0.4	4.5	2.4
その他	3.8	3.6	5.7	4.8
特に困っていることや不安に思うことはない	17.8	18.7	10.2	9.5
全体(人)	1,059	949	88	42

2 地域づきあいと周囲の理解の深まりの状況

(1) 近隣づきあいの状況

近隣とのつきあいの状況をみると、「大変親しいつきあいをしている」が全体の約3割（27.2%）を占め、「行事があるときはつきあう」も2割近く（18.8%）と、総じて地域とより強いかわりをもっている人が多い結果です。

しかし、地域との積極的なつきあいの関係をもつことができている割合は、身体障がいのある人の場合には比較的高いものの、知的障がいのある人や精神障がいのある人では「ほとんどつきあいが無い」との回答がそれぞれ2割近くを占める結果となっています。

このため、知的障がいのある人や精神障がいのある人を中心に、その家族を含め、地域とのつきあいが保たれるよう意識啓発を図っていくと同時に、地域との接点となるさまざまな機会づくりに取り組む必要があります。

図表 6 地域とのつきあいの程度

	大変親しいつきあい	行事のあるときはつきあう	会えばあいさつをする程度	ほとんどつきあいはない	無回答	(人)
(%) 全体	27.2	18.8	39.5	5.9	8.6	1059
身体障害者	29.1	18.9	39.3	4.6	8.1	949
知的障害者	13.6	14.8	38.6	18.2	14.8	88
精神障害者	14.3	21.4	42.9	16.7	4.8	42

※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

(2) 「障害」や「障がいのある人」に対する周囲の理解の深まり

「障害」や「障がいのある人」への周囲（地域）の理解について、「理解が深まっている」と評価する人が15.1%であるのに対し、「理解が深まっているとは思わない」と否定的に評価している人は18.0%であり、ほぼ拮抗している結果です。

しかし、「どちらとも言えない」や「無回答」の割合が圧倒的に多く、これは周りの人が障害に対してあまり関心を持っていないと感じている人の割合とも理解でき、周囲に対して一層の理解を求めている結果と言えます。

図表 7 「障害」や「障害者」に対する理解の深まり

	理解が深まってきていると思う	理解が深まっているとは思わない	どちらともいえない	無回答	(人)
(%) 全体	15.1	18.0	39.8	27.0	1059
身体障害者	15.6	17.0	40.4	27.1	949
知的障害者	10.2	29.5	35.2	25.0	88
精神障害者	11.9	26.2	45.2	16.7	42

※ 平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

3 暮らしやすさと今後の施策ニーズ

(1) 障がいのある人にとっての暮らしやすさの評価

障がいのある人にとって香南市の現状から「暮らしやすさ」を総合的に評価した結果をみると、「とても暮らしやすい」(8.1%)と「どちらかという暮らしやすい」(50.2%)を合わせた“肯定派”は6割ほどに上ります。

しかし、知的障がいのある人や精神障がいのある人にとっては、全体として「どちらかという暮らしやすい」との評価が圧倒的に多いものの、「どちらかという暮らしにくい」と「暮らしにくい」を合わせた割合が3割を超え、身体障がいのある人よりも暮らしにくいと感じています。

図表 8 障がいのある人にとっての市の暮らしやすさ

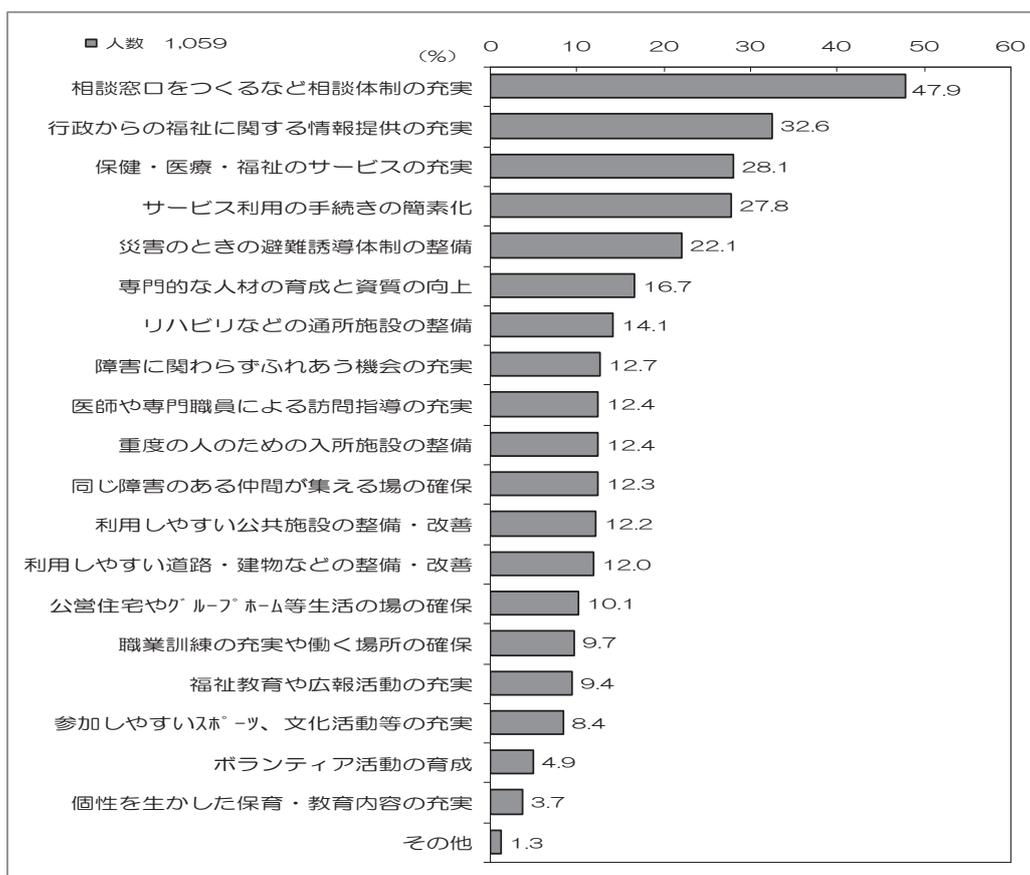
	とても暮らしやすい	どちらかという暮らしやすい	どちらかという暮らしにくい	暮らしにくい	無回答	(人)
(%) 全体	8.1	50.2	15.6	7.0	19.1	1059
身体障害者	8.2	51.7	15.2	6.3	18.5	949
知的障害者	3.4	39.8	19.3	11.4	26.1	88
精神障害者	11.9	35.7	19.0	16.7	16.7	42

※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

(2) 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりを進めるために、特にどのような施策への取り組みニーズが高いかをみると、圧倒的に「相談窓口をつくるなど相談体制の充実」を挙げられる人が多く全体の半数ほどを占めます。次いで、「行政から福祉に関する情報提供の充実」(32.9%)、「保健・医療・福祉サービスの充実」(29.1%)、「サービス利用の手続きの簡素化」(27.9%)などが上位に挙げられています。

図表 9 障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのための施策ニーズ

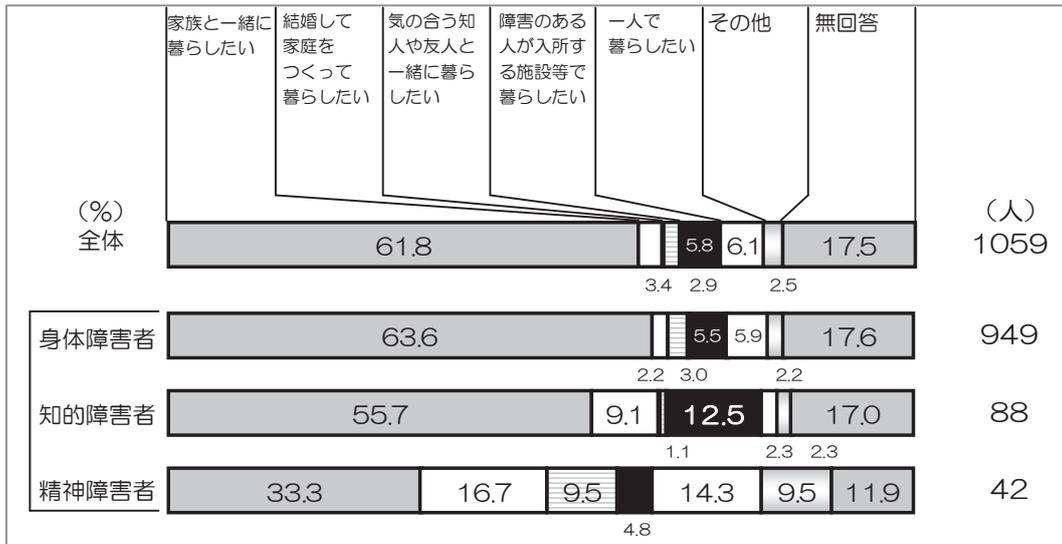


※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

(3) 今後の暮らし方の希望

障がいのある人が今後、どのような暮らし方を希望しているかをみると、「家族と一緒に暮らしたい」とする人が圧倒的に多く、全体の6割を占めます。

図表 10 今後の暮らし方の希望



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

4 障がいのある人の就労状況と就労支援ニーズ

(1) 就労の状況と問題点

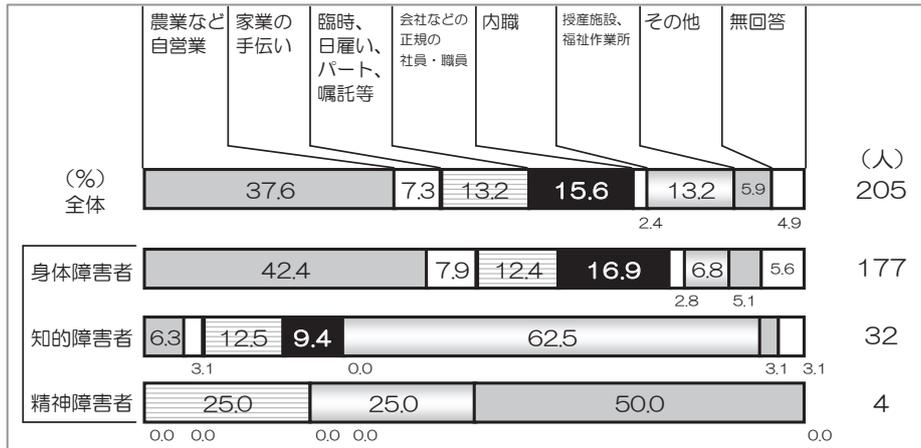
障がいのある人にとって、地域の中で自立した生活を営むためには、就労機会の確保や働くことを通じた生きがいなどのための施策が重要です。

しかし、アンケート調査の結果によると、現に就労している割合は全体（1,059人、ただし障がいのある児童も含む）の約2割程度にとどまる状況です。就業形態別には、身体障がいのある人では「農業などの自営業」が圧倒的多数を占めるほか、「会社などの正規の社員・職員」として雇用されている割合も少なくありません。

一方、知的障がいのある人では「授産施設・福祉作業所」といった福祉的就労が圧倒的に多く、その半数を占めます。

なお、精神障がいのある人については、4人の回答しか得られなかったことから就労の厳しさがうかがえます。

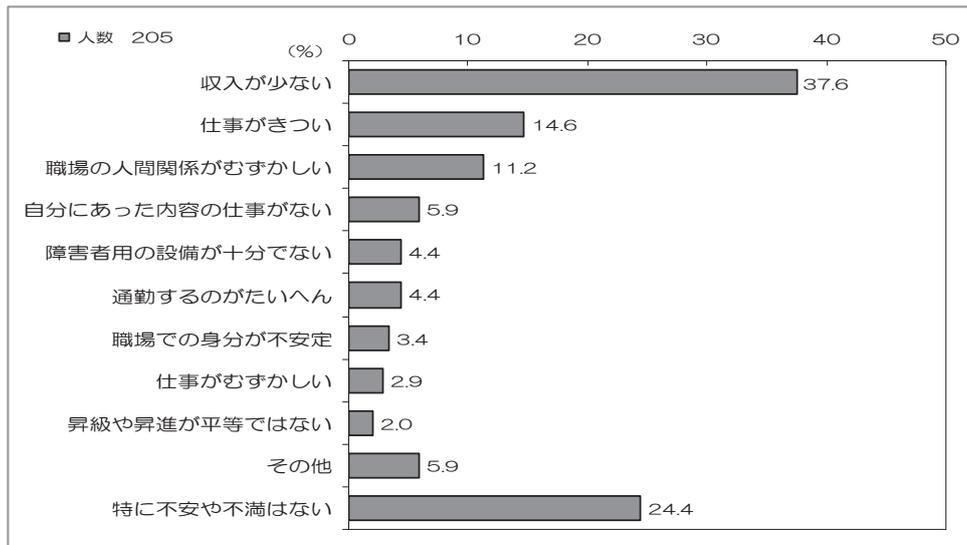
図表 11 就労形態



※ 平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

また、就労上の問題としては「収入が少ない」ことが第一位に挙げられ、就労している人の4割近く（37.6%）に上ります。

図表 12 就労上の問題点



(単位: %)

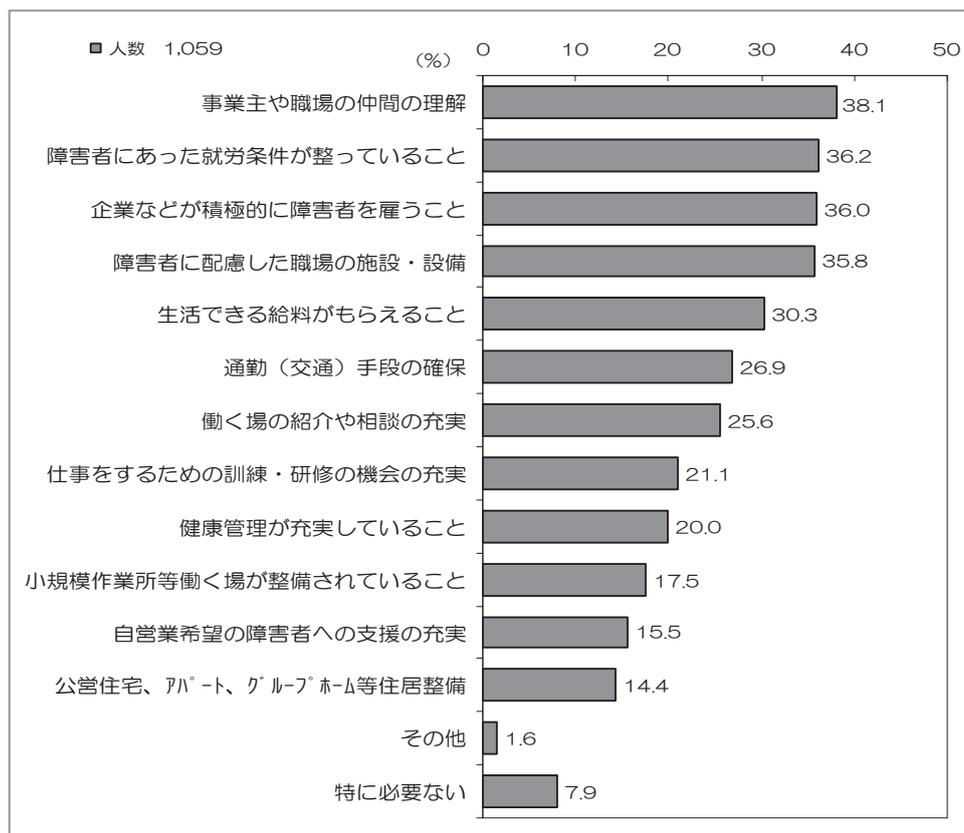
カテゴリー名	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者
収入が少ない	37.6	36.7	53.1	50.0
仕事がつらい	14.6	14.7	9.4	25.0
職場の人間関係がむずかしい	11.2	7.9	31.3	0.0
自分にあつた内容の仕事がない	5.9	5.1	9.4	25.0
障害者用の設備が十分でない	4.4	4.5	6.3	0.0
通勤するのがたいへん	4.4	3.4	9.4	25.0
職場での身分が不安定	3.4	2.8	3.1	25.0
仕事がむずかしい	2.9	2.3	9.4	0.0
昇級や昇進が平等ではない	2.0	1.1	3.1	25.0
その他	5.9	6.8	6.3	0.0
特に不安や不満はない	24.4	24.9	18.8	50.0
全体(人)	205	177	32	4

※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

(2) 就労支援ニーズ

こうした状況を是正し、障がいのある人の就労を促進するための条件としては、「事業主や職場の仲間の理解」「障害者にあった就労条件が整っていること」「企業などが積極的に障害者を雇うこと」「障害者に配慮した職場の施設・設備」「生活できる給料（収入）がもらえること」を挙げる人がそれぞれ全体の3割を超えます。

図表 13 障害者の就労を促進するための条件

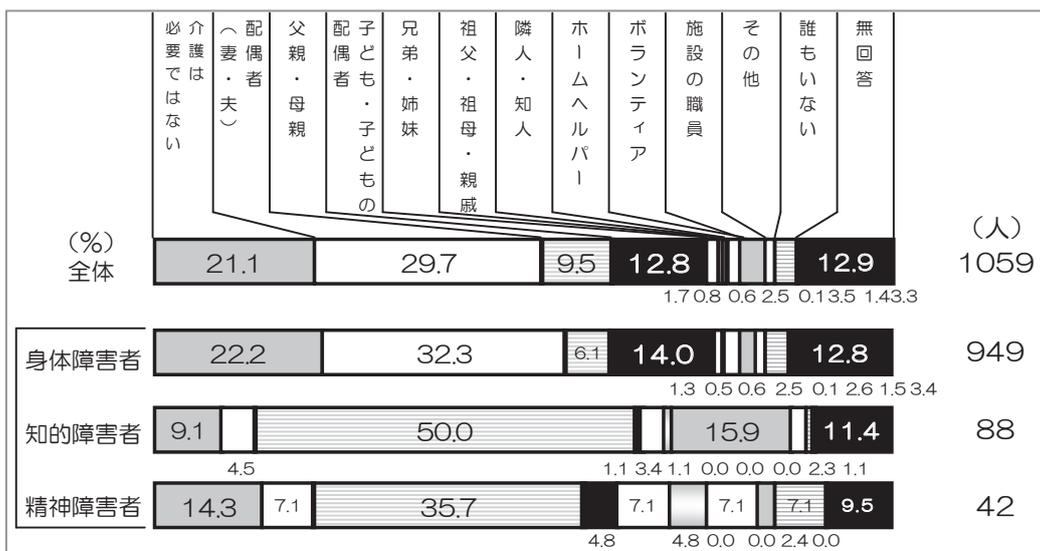


※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

5 家族介護の状況

家庭での主な介護者について、身体障がいのある人の場合、「配偶者」が最も多く3割を超えますが、知的障がいのある人や精神障がいのある人では「父親や母親」が主な介護者として挙げられる割合が高くそれぞれ50.0%と35.7%に上ります。

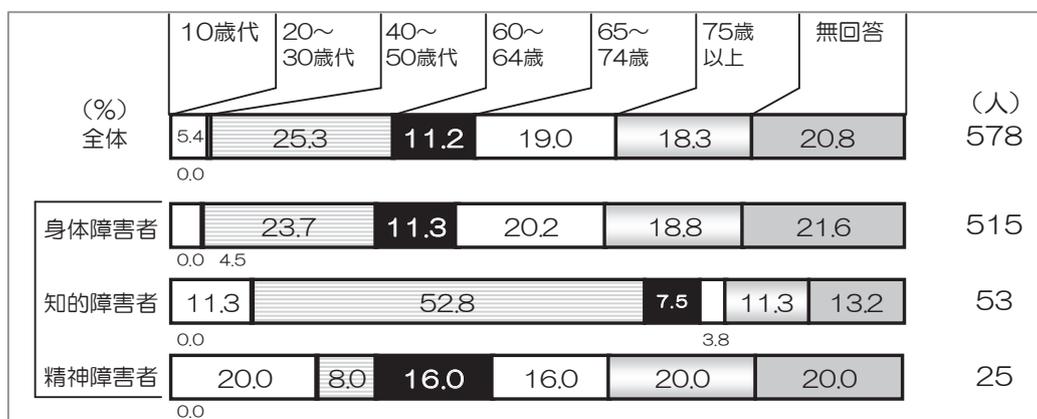
図表 14 主な介護者について



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

家族介護者の年齢別構成をみると、知的障がいのある人や精神障がいのある人では「20～30歳代」が1割から2割を占めるものの、総じて介護者の高齢化が見受けられ、特に身体障がいのある人ではその半数ほどが60歳以上の高年齢層となっています。

図表 15 主な家族介護者の年齢構成



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

こうした介護者の高齢化の中で、その健康状態でも「疲れざみ」や「病気がち」と回答した割合が半数ほどに上り、特に精神障がいのある人の中には家族介護者の半数以上が健康上の不安を抱えている結果となっています。

図表 16 主な家族介護者の健康状態

	健康	ふつう	疲れざみ	病気がち	無回答	(人)
(%) 全体	7.8	32.7	29.1	17.5	13.0	578
身体障害者	7.2	32.6	28.9	17.9	13.4	515
知的障害者	15.1	34.0	35.8	11.3	3.8	53
精神障害者	8.0	36.0	20.0	24.0	12.0	25

※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

また、介助に要する 1 日あたりの平均時間は「6 時間以上」が全体の 3 割近くを占め、特に知的障がいのある人では半数ほどが 6 時間以上の介護を行っている状況であり、介護者にとって時間的拘束も大きい負担となっている状況がうかがえます。

これらの結果をふまえ、家族介護者への支援策を充実していくことが求められます。

図表 17 主な家族介護者の 1 日あたり平均介助（介護）時間

	1 時間未満	1～3 時間 未満	3～6 時間 未満	6～12 時間 未満	12 時間 以上	無回答	(人)
(%) 全体	17.8	10.6	11.6	11.9	15.1	33.0	578
身体障害者	18.4	11.1	10.9	11.5	14.4	33.8	515
知的障害者	9.4	5.7	13.2	20.8	26.4	24.5	53
精神障害者	16.0	8.0	24.0	12.0	8.0	32.0	25

※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

第4章 計画の基本方針

アンケート調査の結果にみられる障がいのある人の生活をめぐる問題や生活意識の変化、さらには障害者自立支援法をはじめとする障害者施策体系の変革などをふまえ、計画策定の基本方針を次のとおりとらえます。

(1) 「利用者本位」を実現するための生活支援策の拡充

「障害」の概念は、従来のような「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」といった3つの大きな枠組みだけでは捉えられないほど多様化しており、何が「障害」となっているのかを十分理解した上で、適切な対応をしていくことが求められています。

また、障がいのある人が必要なサービスを利用するにあたっては、“自己選択と自己決定”が基本であり、「自分が輝ける暮らし方」を求める傾向が強まっています。

そのため、生活の質（QOL）を高めるためのサービス利用を自ら選択できる社会の実現をめざし、相談やサービス利用援助など、常に『利用者の視点』に立った支援策や体制整備を充実していく必要があります。

その上で、障がいのある人が乳幼児期から高齢期まで生涯の各時期に応じて、安心して暮らし続けられるよう、「ライフステージ[※]」を基軸とする一貫した保健・医療・福祉・教育などとの連携を図りながら、地域住民との協働化を進め、総合的な支援施策を展開していかなければなりません。

(2) 働きたい意欲や社会参加の希望を実現し、生きがいをもって暮らせる地域づくり

障害者自立支援法がめざす理念の大きな柱の一つとして「働く意欲をもつ人が働ける社会づくり」が掲げられています。また、アンケート結果においても、就労問題は大きな生活上の問題、不安として挙げられています。

このため、障害者自立支援法の理念を具現化していくため、就労支援サービスの充実はもとより、事業所に対する雇用促進の働きかけのほか、福祉・雇用・就業にかかわる関係機関等による総合的な就労支援ネットワークの構築をめざし、障がいのある人の就労を支援・促進する必要があります。

[※] ライフステージ：生涯の各時期

また、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを介し、社会への参加や仲間づくりを進め、生きがいをもった生活ができるよう支援する必要があります。

(3) 物心両面からの“バリアフリー化[※]”への総合的な取り組み

障がいのある人が一人の人間としての尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、公共施設をはじめ量販店など生活にかかわる施設の物理的な障害（バリア）を取り除いていくと同時に、障がいのある人も、そして周りの市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、すべての市民が生活しやすいまちづくりをめざす必要があります。

(4) 施策総合化と“市民と行政との公私協働による福祉のまちづくり”の推進

「三位一体の改革」の流れが鮮明となる中で、社会保障分野も例外ではなく、地域経営的な視点からの取り組みが不可欠となっています。

このため、乳幼児期から高齢期まで、障がいのある人の多様な支援ニーズに対応できるよう、保健・医療・福祉をはじめ庁内の関連施策の効果的な実施、いわゆる“施策総合化”を図るとともに、市民の多様なボランティア活動を支援・育成しながら市民と行政とが一体となった「公私協働[※]」による取り組みが必要です。

※バリアフリー化：物心両面の「障壁」となっているものを取り除くこと。

※ 公私協働：公的なサービスと民間（住民）による私的なサービスとが有機的に組み合わさった一体的な取り組み

第5章 計画の目標と施策展開の方針・体系

1 基本目標

アンケート調査の結果によると、「障害」や「障がいのある人」に対する市民の理解は確実に深まっている半面、依然として障がいのある人に対する偏見や差別が残されている現実があります。

また、障がいのある人の地域での生活を支えるためには、障がいのある人だけでなく、その家族介護者の負担軽減の意味合いからも、さまざまな状況に置かれた生活課題に対しきめ細かな支援に取り組んでいくことが必要です。

このため、「障害」の有無をとわず市民一人ひとりが互いを認めあい、それぞれが充実した生活を送ることができるよう、互いを支えあっていく共生のまちづくりをめざします。

そこで、この計画の目標を

「ひとにやさしく、充実した暮らしを共に支えあうまち・こうなん」

と掲げます。

2 施策展開の基本方針

(1) ふれあいと交流を通じ「ともに認めあう」（意識啓発・ボランティア活動）

「障害」の有無にかかわらず、市民が互いに尊重し、認めあいながら暮らすことができるよう、広報・啓発活動をなお一層充実し市民等の心のバリアフリー化を推進するとともに、ふれあい・交流の機会を充実します。また、障がいのある人を支えるボランティアやNPO、障害者団体の活動の活性化を図ります。

- ① 理解・啓発活動の推進
- ② 福祉教育の推進
- ③ ふれあい・交流の機会の充実
- ④ ボランティア活動などの市民活動の育成と支援
- ⑤ 地域で支える基盤づくり

(2) 地域での自立した生活を「支える」(保健・医療・福祉、生活支援)

各種保健事業を通じて生活習慣病や疾病の発生予防に努めるとともに、健診などにより疾病や「障害」の早期発見に努めます。また、障がいのある人やその家族が健康維持を図るため、保健・医療・福祉が連携し、地域リハビリテーションの推進に努めます。

さらに、障害者自立支援法による新体系サービスについて、市民各層への普及と定着を図り、障がいのある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図ります。

- ① 障害の早期発見・療育
- ② 地域リハビリテーション^{*}の推進
- ③ 在宅福祉サービスの充実
- ④ 日中活動の場づくり
- ⑤ 居住支援の充実
- ⑥ 権利擁護等の推進

(3) 充実した生き方を「導く」(教育・育成、生きがいづくり、雇用・就業)

「障害」の多様化に対応した一貫性のある教育や育成支援に取り組むとともに、スポーツ・レクリエーションや文化活動などを通じての生きがいづくりを推進します。

また、就労意欲を満たし、障がいのある人の自立と生きがいを高めるため、「障害」の特性に応じた就労支援を進めます。

- ① それぞれの障害に応じた一貫した教育の推進
- ② 生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動、文化活動の機会の充実
- ③ 就労支援と就労の場の確保

(4) 生活の安全を「形にする」(生活環境、防犯・防災)

ユニバーサルデザイン^{*}を基本に、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物などのバリアフリー化に取り組むとともに、地域ぐるみの防災・防犯体制の充実を図り、障がいのある人にとって、質の高い安心・安全のまちづくりを総合的に推進します。

- ① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進
- ② 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の充実

^{*} 地域リハビリテーション：障害のある人やその家族が住みなれたところで、生涯にわたって、安全にいきいきとした生活が送れるよう、医療や保健・福祉及び生活にかかわるあらゆるサービスや活動を地域一帯となり実施すること

^{*} ユニバーサルデザイン：「障壁」となる要素を取り除くことを事業実施や建築・製造の前の段階から考慮しておく考え方

(5) 心の支えとして「頼られる」（相談・情報提供、総合的支援）

障がいのある人が主体的に生活できるよう、当事者やその家族が生活全般にわたりさまざまな相談ができ、必要なサービスにつなげていけるような相談体制の充実を図ります。また、多様なサービスなどに関する情報提供体制を充実します。

- ① 相談体制の充実
- ② 情報の収集及び提供体制の充実
- ③ 関係機関による総合的な支援ネットワークの構築

3 施策の体系

(5つの基本方針)

(関連施策の体系)

1. ふれあいと交流を通じ「ともに認めあう」

- ① 啓発活動の推進
- ② ふれあい・交流の機会の充実と地域福祉の推進

2. 地域での自立した生活を「支える」

- ① 保健・医療の充実
- ② 障害者福祉サービスの充実
- ③ 生活支援制度の利用促進

3. 充実した生き方を「導く」

- ① 障害児保育・教育の充実
- ② 生涯学習等自己実現や社会参加の機会の充実
- ③ 就労支援と雇用機会の拡充

4. 生活の安全を「形にする」

- ① 安心・安全の生活環境づくり
- ② 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の推進

5. 心の支えとして「頼られる」

- ① 安心を支える相談体制の充実
- ② 生活を支える情報提供の充実
- ③ 総合的な支援ネットワークの構築

基本計画編

第1章 ふれあいと交流を通じ「ともに認め合う」

1 啓発活動の推進

【現状と課題】

すべての障がいのある人が地域の中で等しく暮らしていくためには、市民各層の「障害」に対する理解を深め、「障害」の有無をとわず誰もがともに支えあう地域づくりが重要です。

障害者問題等に対する市民各層の理解は近年、確実に高まっているとはいえ、アンケート調査の結果に示されるように必ずしも十分ではなく、「広報」や「ケーブルテレビ」などを通じた啓発活動の取り組みを今後一層充実していくことが求められます。

このため、あらゆる機会をとらえながら、「障害」や「障害者問題」に対する市民各層の正しい理解と協力を求めるための啓発活動を引き続き充実していく必要があります。

また、障がいのある人をはじめ何らかの援護を必要とする人への思いやりや福祉意識、ボランティア意識を育成していくためには、子どもの頃からの福祉教育を進めることが大切です。

【 事業計画 】

(1) 障害者問題や障害者施策に関する効果的な情報提供と啓発資料の作成

- ①市民にわかりやすく親しみやすい「広報」づくりを通じ「障害」や「障害者問題」等について市民各層への啓発活動を行います。
- ②市のホームページ（インターネット）やケーブルテレビを通じた障害者福祉に関する情報提供や市民に対する啓発など、多様なメディアの有効活用を図ります。
- ③「障害」や「障害者問題」に関する啓発資料を広く収集するとともに、啓発用パンフレット等の作成に努めます。

(2) 「障害者週間」やセミナーなどを通じた啓発活動の推進

- ①「障害者週間」（12月3日～12月9日）や「人権週間」（12月4日～12月10日）などを通じ、地域ぐるみでの人権教育、啓発活動を推進します。
- ②市民大学や各種研修・講座、あるいはPTA活動などにおいて、障害者問題や人権問題などに関する講話を組み入れ、市民の理解を深めていきます。

(3) 障害者関係団体による自主的な啓発活動の支援

障害者団体による主体的な啓発活動を支援します。

(4) 福祉教育の推進

- ①就学前教育や学校教育において社会福祉に関する理解を高める福祉教育の機会を充実します。
- ②小・中学生を対象に、障がいのある人などとの交流活動や体験活動を通じた福祉教育を推進します。
- ③生涯学習の場を通じて、市民各層に対する福祉意識・人権意識の啓発機会を充実します。

2 ふれあい・交流の機会の充実と地域福祉の推進

【現状と課題】

「障害」に対する理解を深めるためには、障がいのある人と共に活動することが大切であり、交流活動を一層推進していくことが必要です。

アンケート調査の結果によると、日常生活で差別や偏見を感じた経験がない人が全体の6割近くに上る一方で、2割を超える人が周囲からの差別や偏見を感じた経験があると回答しています。特に、知的障がいのある人や精神障がいのある人の場合、それぞれの4割を超えることから、「障害」に対する理解をさらに深めていくことが課題となっています。

このため、啓発活動や福祉教育と併せて、障がいのある人との交流機会を多くすることがより有効であり、地域の日常的な活動の中でこうした機会を増やしていくことが求められます。

図表 18 周囲の差別や偏見を感じた経験の有無

	よく感じる	ときどき感じる	ほとんど感じたことはない	まったく感じたことはない	無回答	(人)
(%) 全体	4.8 19.1	35.6	22.8	17.8	1059	
身体障害者	4.5 17.7	36.7	24.1	17.0	949	
知的障害者	11.4	31.8	28.4	9.1	88	
精神障害者	9.5	33.3	26.2	11.9	42	

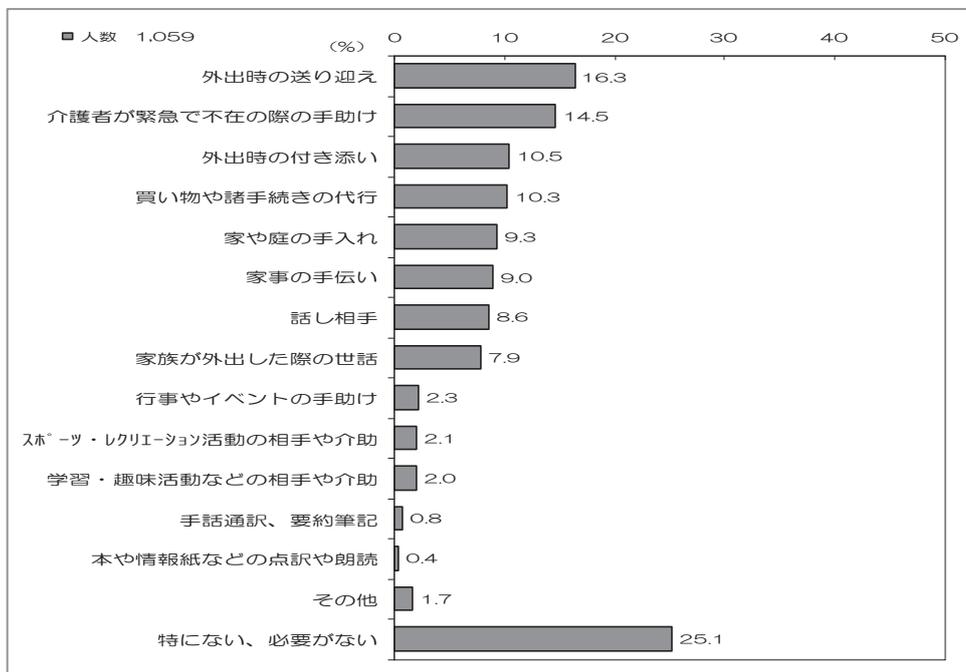
※ 平成18年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

また、障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、障害者自立支援法の新体系によるさまざまなサービスを充実していくだけでなく、市民各層の理解と地域での支えあいの仕組みを整え、公的なサービスとの両輪によって総合的に生活支援を行っていくことが求められます。

このためには、社会福祉協議会等と連携を図り、幅広い市民のボランティア活動への参加を促していくことが重要であり、具体的に、アンケート調査の結果では家庭での介護においてボランティア等に依頼したい事項として、「外出時の送り迎え」、「介護者が緊急で不在の際の手助け」、「外出時の付き添い」、「買い物や諸手続きの代行」などの要望が挙げられており、こうした障がいのある人やその介護者のニーズを踏まえながら、きめ細やかな活動支援・ボランティア活動の育成が必要となっています。

同時に、市等の公的サービスとの有効な連携のありかた、協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。

図表 19 家庭介助に関しボランティア等に依頼したい内容



※平成 18 年度「障害者計画策定のためのアンケート調査結果報告書」

(単位: %)

カテゴリー名	全体	身体障害	知的障害	精神障害
外出時の送り迎え	16.3	16.4	18.2	16.7
介護者が緊急で不在の際の手助け	14.5	14.2	25.0	7.1
外出時の付き添い	10.5	9.7	21.6	4.8
買い物や諸手続きの代行	10.3	10.3	9.1	14.3
家や庭の手入れ	9.3	9.6	4.5	9.5
家事の手伝い	9.0	8.7	10.2	14.3
話し相手	8.6	7.8	13.6	14.3
家族が外出した際の世話	7.9	7.7	15.9	4.8
行事やイベントの手助け	2.3	1.8	10.2	0.0
スポーツ・レクリエーション活動の相手や介助	2.1	1.3	13.6	0.0
学習・趣味活動などの相手や介助	2.0	1.7	6.8	0.0
手話通訳、要約筆記	0.8	0.8	0.0	0.0
本や情報紙などの点訳や朗読	0.4	0.3	1.1	0.0
その他	1.7	1.5	3.4	7.1
特にない、必要がない	25.1	26.1	18.2	19.0
全体(人)	1059	949	88	42

【 事業計画 】

(1) 障がいのある人との交流機会の充実

- ①障がいのある人と小・中学生、ボランティア、一般市民との交流を深めるため、各種イベントやふれあい事業のさらなる内容の充実を図ります。また、シャトルバスを運行するなど障がいのある人の参加支援を行います。
- ②施設等と連携し、地域交流の機会の充実を図ります。

(2) 多様なボランティア活動の推進

- ①市民のボランティア意識を高める啓発活動と同時に、ボランティア体験の機会やボランティア活動に関する情報提供の充実を図ります。
- ②障がいのある人などのニーズに応じた効果的なボランティア派遣が行えるよう、社会福祉協議会等を中心にボランティアコーディネート機能^{*}を強化します。
- ③ボランティア団体間の連携を強化するために、ボランティア連絡協議会の充実を図ります。
- ④社会福祉協議会等を中心に、ボランティア団体と障害者団体との相互交流の機会を充実します。

^{*} ボランティアコーディネート機能：何らかの支援を必要とする人のニーズとボランティア活動とがうまく一致するよう調整する機能

第2章 地域での自立した生活を「支える」

1 保健・医療の充実

【現状と課題】

「障害」の発生予防や重度化を防ぐためには、健診などを通じ疾病や「障害」を早期に発見し、適切な治療や療育に結びつけていく仕組みを充実していくことが重要です。

また、アンケート調査の結果では、日常生活を送る上での不安、問題として「健康」が上位に挙げられています。このため、障がいのある人やその家族介護者に対する保健事業の充実を図るとともに、医師会などと連携し、障がいのある人が安心して医療サービスを受けられる体制を確立していく必要があります。

また、身体障がいのある人の場合、生活習慣病に起因する「障害」が多く見受けられるほか、精神障がいのある人の中には、社会生活からのストレスなどが原因となって発症しているケースも多く見受けられます。

このため、生活習慣病対策や心の健康づくりを重点に、保健事業の充実に取り組んでいくことが求められます。

【事業計画】

(1) 「障害」の発生予防と早期発見

- ①「障害」や疾病の早期発見のため、ハイリスク妊産婦への支援や乳幼児健診・訪問や育児相談等、継続した相談・健診体制の充実を図ります。
- ②保健所や療育福祉センター等との連携を密にし、「障害」の発見後に適切な相談指導、治療、療育へつなぐ体制を充実します。
- ③生活習慣病予防を重点に、基本健康診査や健康教育の充実と受診勧奨に努めます。また、特定健康診査や特定保健指導・訪問指導を通じて、メタボリック・シンドロームの予防を図ります。
- ④地域活動支援センターあけぼのと連携し、精神保健の普及啓発を充実し、心の健康づくりを進めます。

(2) 障がいのある人に対する医療サービスの充実

- ①障がいのある人が安心して治療を受けられ、また、早期に適切な医療につなげられるよう、「障害」の特性に配慮した医療サービスの充実を関係機関に働きかけます。
- ②自立支援医療費の支給や心身障害者医療費助成を行い、障がいのある人の医療費の軽減を図ります。

2 障害福祉サービスの充実

【 現状と課題 】

障がいのある人が地域でともに暮らしていく上で、“ハンディキャップ”という溝を埋めるために様々な障害福祉サービスを主体的に選択し利用できる体制づくりが必要です。

このためには、平成18年10月からの障害者自立支援法の完全施行により、大きく変革した新体系サービスへの移行を促進し、施設入所者の地域への移行や生活の質の向上の視点からサービス提供を充実し、総合的な自立支援システムを構築していくことが必要です。

【 事業計画 】

(1) 訪問系サービスの充実

- ①在宅の障がいのある人がその利用ニーズや障害程度区分に応じて、適切なサービスを利用できるよう、障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行を促すとともに、サービス提供事業者に対し専門的人材の確保及びその質的向上を働きかけていきます。
- ②今後新たなサービス需要が見込まれる施設から地域へ移行する障がいのある人や退院可能な精神障がいのある人、あるいは重度訪問介護や重度障害者等包括支援などの重度障がいのある人への新たなサービスの充実に向けた働きかけを行います。

(2) 日中活動系サービスの充実

- ①日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などを必要とする児童に対し、児童デイサービス事業を実施します。
- ②介護者の疾病や冠婚葬祭など、一時的に家庭での介護が困難となった場合も支援するため、受け入れ体制の充実を促進し、短期入所（ショートステイ）事業を推進します。
- ③日中の一時的預かりのニーズに対応するため、地域生活支援事業の日中一時支援事業の利用を促進します。

(3) 居住系サービスの充実

- ①障害者自立支援法に基づく居住系サービスが適切に提供できるよう、サービス事業者への働きかけを行います。
- ②市の住宅施策との連携のもとに、障がいのある人の地域での自立生活の基礎となる住宅確保に取り組みます。

(4) 地域生活支援の推進

- ①障がいのある人が安定した日常生活を送るため、「障害」の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付と事業の周知に努めます。
- ②障がいのある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業者や相談支援事業者など関係機関と連携を図ります。
- ③日中一時支援が必要な障がいのある人の把握に努め、サービス提供事業者の拡充を図り、見守りや社会に適應するための訓練等の充実を図ります。
- ④障害程度区分において非該当となった障がいのある人で支援が必要な人に対して、家事援助等の生活支援を行います。

(5) 相談支援の充実

- ①障がいのある人の相談指導や情報提供、サービス利用計画の策定などを行う相談支援事業の充実を図ります。
- ②精神障がいのある人に対する相談支援のため、「地域活動支援センターあけぼの」を拠点とした相談体制の充実や保健所などの関係機関との連携を図ります。
- ③地域における様々な関係機関との連携を図るため、「地域自立支援協議会」を設置します。
- ④各種窓口で受け付けた相談について、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して相談に対応します。

(6) ケアマネジメント機能[※]の充実

- ①必要なサービスを提供し適切な支援が行えるよう、それぞれの状況に応じたケア・カンファレンス[※]の実施を働きかけていきます。
- ②より専門的な相談内容にも対応できるよう、県との連携を図りその体制を確保します。
- ③高齢な障がいのある人においては、介護保険制度の優先適用を考慮し、地域包括支援センターとの連携を図ります。

(7) 人的資源の育成・確保

今後のサービス利用ニーズに応じられるよう、ホームヘルパー等の「障害」に対する理解や専門知識の向上など資質の向上を図るとともに、新たな人材の育成に努めます。

※ ケアマネジメント機能：何らかの援護が必要な人に対し、適切なサービスを提供できるようサービスを調整する機能

※ ケア・カンファレンス：一人ひとりの状況に応じて適切なサービス提供ができるよう、それぞれの問題点や解決策を担当者間で話し合い検討すること

3 生活支援制度の利用促進

【 現状と課題 】

実際に介護等を受ける障害福祉サービスとあわせ、障害基礎年金や障害者手当など適切な生活支援制度を利活用することが長期にわたっての生活の安定を支援します。

特に、“親亡き後”を不安視する家族介護者も多く、心身障害者扶養共済制度などへの加入がこうした不安の軽減につながることから、こうした各種制度の周知とその利用促進を図っていくことが必要です。

また、知的障がいのある人や精神障がいのある人など判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」についても周知を図り、利用を促進していく必要があります。

【 事業計画 】

(1) 各種生活支援制度の周知と利用促進

- ①在宅で暮らす障がいのある人のための各種福祉手当の周知と利用促進を図ります。
- ②心身障害のある児童等の保護者が亡くなったり、重度の障害になった場合でも安心して暮らすことができるよう、「心身障害者扶養共済制度」の周知と加入促進を図っていきます。
- ③住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金などの各種割引・減免制度の周知を図ります。

(2) 権利擁護等の推進

① 虐待防止など人権に関する啓発の推進

障害者に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発や地域での取り組みに関する啓発を進めます。

② 虐待等への的確な対応のための体制整備

虐待の早期発見のための機能強化や警察、医療機関、民生児童委員など関係機関・団体との連携強化を図り、速やかな連絡・連携体制を確立します。

③ 権利擁護にかかわる制度の周知と利用促進

判断能力が十分でない障がいのある人に対する権利擁護に関する相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する周知を図り、利用を促進します。

第3章 充実した生き方を「導く」

1 障害児保育・教育の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもを取り巻く状況は、ノーマライゼーション^{*}の進展、「障害」の多様化や教育の地方分権など大きな変化が生じています。

「障害」の有無にかかわらず、すべての子どもが一人の人間として人権を尊重され、地域や保育所・幼稚園・学校の中で共に学び、共に支えあう教育を充実していくことが重要です。

このため、障がいのある子どもが地域の中で自立した生活を送るための基盤となる「生きる力」を育成することをめざし、乳幼児期から学校卒業まで一貫したきめ細かな支援・適切な教育を行うことが必要です。

【事業計画】

(1) 教育相談体制の充実

乳幼児期から学校卒業時に至るまで、教育・福祉・保健・医療等の関係機関が連携し、障がいのある子どもと保護者に対する一貫した教育相談体制の充実に努めます。

(2) 障害児保育の充実

①一人ひとりの子どもの発達や「障害」の状態に応じ、家庭や専門機関などと連携を図りながら、適切な環境の中で保育が受けられるよう、障害児保育を実施します。

②保育所・幼稚園などの相互連携を密にし、指導情報の共有化や指導體制の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの自立と社会性を高める受け入れ体制の整備を行います。

^{*} ノーマライゼーション：障害の有無にかかわらず、ともに助けあいながら暮らしていけるのが正常な社会のあり方だとする考え方。

(3) 障害児教育の充実

- ①関係機関と連携し、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた適切な就学指導と教育相談を行います。
- ②「障害」の実態と特性にあった教育課程の編成を行い、教育的ニーズに応じた支援を行います。

(4) 教職員の資質・指導力の向上

- ①一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす指導を行うため、県立盲・ろう・養護学校（特別支援学校）や専門機関と連携して研修機会を充実させ、教職員の資質・指導力の向上に努めます。
- ②学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などに対応する教育内容や指導内容について、効果的な指導方法の研究を進め、支援体制を充実します。

2 生涯学習等自己実現や社会参加の機会の充実

【現状と課題】

障がいのある人の生活の質（QOL）を高めていくためには、さまざまな地域活動や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加機会を充実するなどの環境づくりが重要です。

このため、生涯学習事業など関係する施策・事業の連携を図り、障がいのある人も参加しやすい機会を多様に提供していくとともに、参加しやすい環境づくりとして、移動支援やコミュニケーション支援などの参加支援体制が必要となります。

【事業計画】

（1）生涯学習の促進

- ①「生涯学習の推進」の観点から、さまざまな学習活動や文化活動の機会の提供に努めます。
- ②障がいのある人の生涯学習を支援するボランティア団体の活動を支援するとともに、視覚障がいのある人用の点字図書、音声テープ等の貸出しの利用促進を図ります。

（2）スポーツ・レクリエーションの促進

「生涯スポーツ振興」の観点から、障がいのある人の参加しやすい各種スポーツ・レクリエーション教室や大会の開催等を通じて、障がいのある人のスポーツ振興を図ります。

（3）障害者団体の自主的な文化・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援

- ①障害者団体が自主的に企画・開催する文化活動や学習活動、あるいはスポーツ・レクリエーション活動を支援し、市民との交流を促進します。
- ②障がいのある人の自主的な勉強会やスポーツ・レクリエーションなどを支援し、障がいのある人同士の交流促進を図ります。

3 就労支援と雇用機会の拡充

【 現状と課題 】

障がいのある人の就労をめぐるには、就労機会の不足をはじめ、就労に際しての職場での理解不足や処遇の問題など、さまざまな課題があります。

しかし、障がいのある人の就労を支援・促進することは、その地域での自立した生活を確保していく上で不可欠の条件であり、障害者自立支援法における制度改革の大きなテーマの一つと位置づけられます。

このため、障害者自立支援法による就労移行支援や就労継続支援といった新体系サービスの提供をはかっていくとともに、最終的な目標である一般就労を支援・促進するためには、企業などの受け入れ先の理解が不可欠であり、公共職業安定所（ハローワーク）や商工会などの関係機関・団体の連携を図り、サービス事業者の新体系サービスへの移行促進や企業などへの啓発活動の充実など、障害者雇用を促進していく仕組みづくりが必要です。

【 事業計画 】

（1）施設から一般就労への移行支援

- ①障がいのある人の一般就労を支援するため、サービス事業者に対して障害者自立支援法による就労移行支援事業の取り組みを促します。
- ②障がいのある人の就労を継続的に支援できるよう、障害者自立支援法による就労継続支援事業への移行をサービス事業者に促します。
- ③障がいのある人の専門的・総合的な就業指導、就業講習等を行う県障害者職業センター等の活用を促進し、障がいのある人の就業を支援します。

(2) 障がいのある人の雇用や職場定着の促進

- ①事業主に対して障害者雇用を促進する各種助成制度等の周知徹底を図るとともに、法定雇用率の達成を促進するなどの啓発活動を推進します。
- ②障がいのある人の一般就労や職場定着を進めるためには、職場全体の理解と協力が不可欠であり、関係機関・団体等と連携し、事業主や従業員に対する意識啓発を充実します。
- ③公共職業安定所（ハローワーク）など関係機関と連携し、障がいのある人の雇用に関する効果的な情報提供に努めるとともに、専門的技能をもった指導者を招へいするなど、技能訓練や資格取得のための支援を行います。
- ④障害者団体等に対して、行政の行うアウトソーシング（外部委託）などの情報提供を推進します。
- ⑤各種イベントの活用を含め、障害者施設で製造した製品の販路拡大を支援します。

第4章 生活の安全を「形にする」

1 安心・安全の生活環境づくり

【現状と課題】

障がいのある人の日常生活や社会参加において、道路などの段差解消や障がいのある人の利用に配慮したトイレの設置など、生活環境全般にわたるバリアフリー化が必要であり、社会参加を促進する上での前提となります。

このため、福祉のまちづくりの考え方を広く周知し、公共施設のバリアフリー化はもとより、民間施設も含めたバリアフリー化に取り組むとともに、ユニバーサル・デザインの視点も取り込みながら、障がいのある人をはじめ市民のだれにもやさしいまちづくりを推進していく必要があります。

また、生活の基盤となる住宅についても、グループホーム、ケアホームなどの施設確保だけでなく、住宅のバリアフリー化を進めることが必要であり、そのための情報提供や相談体制を整備し、啓発普及を図っていくことが必要です。

【事業計画】

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

- ①公共施設や公衆トイレ、休憩施設、あるいは案内表示などについて、障がいのある人にとって利用しやすいようバリアフリー化を図り、ユニバーサル・デザインを取り入れた整備を進めていきます。
- ②幹線道路や生活道路の改良事業等にあわせ、歩道の段差解消、カラー舗装による歩車道の分離等を進めるなど、道路環境のバリアフリー化に計画的に取り組めます。
- ③公民館、公園など障がいのある人の生活に身近な施設についても利用しやすいよう配慮していきます。
- ④バスなど交通機関のバリアフリー化を促していきます。

(2) 移動支援の充実

- ①身体障がいのある人が就労等に伴い自ら所有し運転している自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等の改造に対し、その費用の助成を行います。
- ②身体障がいのある人、知的障がいのある人が自ら自動車運転をできるよう、運転免許取得のための費用を助成します。
- ③車いす使用者や視覚障がいのある人などの外出支援のため、移動支援事業を推進します。
- ④障がいのある人の移動を支援する人材が確保できるよう、関係機関等との連携に努めます。

2 障がいのある人に配慮した防災・防犯対策の推進

【 現状と課題 】

災害時における障がいのある人の安全を確保する上で、日常からの支援体制の確立や避難時における支援体制の充実に対する要望は、アンケート調査の結果にも強く表れています。

大規模災害時の避難に関しては、行政の支援には限界があり、地域での助け合いが重要です。そのため、障害者団体等の情報を活用するほか、民生委員や町内会・自治会との協力が必要です。

また、避難所では、障がいのある人にとって周囲とのコミュニケーションの問題や投薬、治療の問題など障がいのない人とは異なるさまざまな問題が生じることが見込まれることをふまえ、避難所における支援体制の整備が求められています。

近年、犯罪は、広域化・巧妙化し、障がいのある人などを狙った悪質商品販売や詐欺などの被害が全国的に発生しています。

このため、障がいのある人やその家族をはじめ広く市民に対し防犯意識の高揚を図っていくとともに、地域ぐるみでの防犯体制を充実していくことが必要です。

【 事業計画 】

(1) 地域単位での防災体制づくりの推進

- ①地域において適切な救助・避難体制を確立するため、自主防災組織づくりを進めていきます。
- ②地域で障がいのある人などの災害時要援護者の実態を把握し、本人の同意のもとに名簿作成や防災マップへの掲載などを進め、災害時での的確、かつ迅速な対応につなげます。
- ③障がいのある人をはじめ地域住民の防災訓練への参加を促します。

(2) 防災知識・情報の提供

- ①障がいのある人に対して、防災意識を高めるとともに、避難場所、避難誘導標識などの周知を図るための情報提供を充実します。
- ②災害時の被害を最小限に抑えるため、家具転倒防止対策を図っていきます。
- ③災害時に効果的かつ迅速に必要な情報が提供できるよう、聴覚障がいのある人など「障害」の特性を考慮した緊急通報や緊急情報提供のシステム化を進めます。

第5章 心の支えとして「頼られる」

1 安心を支える相談体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人やその家族介護者が抱える問題は、ライフステージの各時期によってさまざまであり、多様な相談内容に応じた的確に対応できるよう相談機能の充実を図っていくとともに、気軽に相談できる環境づくりを進める必要があります。

このため、支所を含め庁内の関係各課との連携強化を図るとともに、県や社会福祉協議会などの関係機関、団体などとの連携のもとに、障がいのある人やその家族が安心して相談できる体制づくりを進めることが必要です。

【事業計画】

(1) 庁内窓口サービスの充実

窓口案内に「耳マーク」の表示、筆談サービスを実施するなど、それぞれの「障害」の特性に配慮した窓口サービスの充実に取り組みます。

(2) 総合的な相談ネットワークの構築

- ①多岐にわたる障がいのある人の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課との連携による「ワンストップ相談※」の実施に努めます。
- ②社会福祉協議会や障害者関連施設、医療機関、公共職業安定所（ハローワーク）など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりに取り組みます。

※ ワンストップ相談：相談内容によって相談者が関係する窓口を回るのではなく、可能な限り一つの窓口で関係部署が連携し一体的に対応できるようにする相談体制

(3) 身体障害者相談員等による相談活動の利用促進

障がいのある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動を充実します。

(4) 民生委員・児童委員の相談活動の充実

障がいのある人など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生委員・児童委員の相談活動を充実します。

2 生活を支える情報提供の充実

【現状と課題】

障がいのある人への様々な施策を展開していく上で、また、周囲の理解を深めていく上でも情報提供を充実していくことが最も重要な課題の一つであり、アンケート調査の結果においてもその必要性が強く指摘されています。

このため、それぞれ「障害」の内容を考慮した情報提供方法の充実を図り、適切な時期に適切な情報提供を行える体制を整備することが必要です。

【事業計画】

(1) 「障害」の特性に配慮した情報提供

- ① 視覚障害者に配慮した声の広報化や点字広報化などを進めます。
- ② インターネット[※]やケーブルテレビなど文字媒体以外の情報提供手段についても効果的な利用方法を検討し、情報提供の充実を図ります。
- ③ 重要度の高い文書や案内文書などの点字版の作成など「障害」の特性に配慮した広報伝達に努めます。

(2) 情報のバリアフリー化[※]の推進

インターネットの利用など情報伝達手段の多様化が進む中で、障がいのある人やその介護者などの情報収集力の向上を支援するため、IT研修機会などの充実を図り、情報のバリアフリー化を進めます。

※ インターネット: コンピュータ上で、様々な情報を有機的に活用できるようにしたネットワーク

※ 情報のバリアフリー化: インターネットの利用など、情報収集力の差による情報格差をなくすこと、あるいは情報を入手する上での障壁をなくすこと

3 総合的な支援ネットワークの構築

【 現状と課題 】

障がいのある人が地域の中で安心して暮らしていくためには、さまざまな生活課題に対応できる多様な支援ネットワークづくりが必要です。

このため、福祉をはじめとする庁内関係部署や国・県の関係機関とのネットワーク化、あるいは社会福祉協議会を中心とするボランティアのネットワーク化といった全市的な支援ネットワークの構築のほか、地域を単位とする小域圏での住民相互のネットワーク化に至るまでの重層的な支援ネットワークづくりに取り組む必要があります。

【 事業計画 】

(1) 障がいのある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進

- ①保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる庁内関係各課によるネットワークの充実を図ります。
- ②民生委員・児童委員や障害者相談員のネットワークの活用を図ります。
- ③町内会・自治会や高齢者クラブなどさまざまな既存組織のネットワークづくりに努めます。
- ④社会福祉協議会を核とした多様な市民ボランティア活動、NPO活動のネットワーク化を促進します。

(2) 総合的なマネジメント機能の確立

市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携を強めるとともに、障がいのある人の自立した生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のため、「地域自立支援協議会」の運営を通じて総合的なケアマネジメントを実施していきます。

第6章 計画の推進体制

1 市民との協働による地域福祉の推進

障害者施策をはじめこれからの福祉においては、公的なサービスが行き届きにくい領域を市民がサポートすることによって、援護が必要な人が制度の谷間に陥ることなく安心して暮らし続けられるよう、市民と行政とが協働する「新たな公共」の仕組みを構築していくことが求められています。

障がいのある人やその家族が抱える問題を解決するためには、まず障がいのある人や家族の自助努力が必要ですが、同時にそうした問題を地域の問題として取り組み、地域で解決するという「共助」の考え方に立ち、市民相互の支えあいや助けあいの活動を広げるとともに、地域で解決できない問題に対しては行政が対応するというそれぞれの役割分担を明確にした「自助・共助・公助」の考え方による地域福祉の推進を図ります。

2 関係機関・団体との連携

障がいのある人に対する各種サービスの充実をめざし、保健・福祉分野以外の関係機関・団体との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

その中で、「相談支援事業」を効果的に実施するためには、地域における障がいのある人を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市は相談支援事業を実施するに当たり、「地域自立支援協議会」を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

3 「施策総合化」の推進と計画の適切な進行管理

障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられます。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで「施策総合化」の観点から体系的、効果的な事業推進に努めます。

また、本計画に掲げる事業計画が達成されるよう、行政評価の考え方を活用するなど適切な進行管理を行います。

計画期間中においても、障がいのある人のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会状況の変化が予想されます。これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

香南市障害者基本計画及び障害福祉計画策定委員名簿

職 名	委 員 名	所 属
会 長	三谷 武	香南市身体障害者連盟 会長
副会長	竹村 暢文	香南市議会議員 教育民生常任委員長
委 員	高橋 昭二	香南市身体障害者連盟 身体障害者相談員
委 員	長崎 鏡子	香南市手をつなぐ育成会 副会長
委 員	福永 康夫	香南市社会福祉協議会 会長
委 員	黒岩 義久	香南市民生委員児童委員協議会連合会 会長
委 員	濱口 一盛	社会福祉法人 土佐あけぼの会 「風車の丘あけぼの」 施設長
委 員	林 道夫	香南市議会議員 教育民生常任副委員長
委 員	田上 豊資	中央東福祉保健所 所長
委 員	島崎 隆弘	香南市教育長

策定委員会の記録

第1回	平成18年 8月25日
第2回	平成18年11月 9日
第3回	平成19年 2月 9日
第4回	平成19年 2月15日
第5回	平成19年 3月 9日



香南市障害者基本計画
平成19年3月

表紙絵の作品は「2006年度小中学生の人権に関する作品集」入選作品より掲載しました。

作者の紹介：香我美中学校1年
吉岡未央

発行：香南市福祉事務所

〒781-5292 高知県香南市野市町西野 2706

TEL (0887)57-8509

FAX (0887)56-0576

E-mail fukushi@city.kochi-konan.lg.jp
